

2010年3月25日

No.102

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

又市征治副党首、総務委員会（3月19日）で 自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善を求める

定数削減の背後で増大する臨時・非常勤職員



【又市副党首】生活再建を掲げる鳩山連立政権は、官製ワーキングプアという言葉に死語にするべきだ。50万人を超える臨時・非常勤職員増大の原因をどのように分析し、評価しているか。

【原口総務大臣】三位一体改革で地方が疲弊するなかで行政需要が増大し、臨時・非常勤職員の活用を余儀なくされた。働く人たち全体に対する財の分配が歪んでいる。

主要な戦力である臨時・非常勤職員の実績をふまえて処遇の改善を

【又市副党首】学童指導員はほとんど全員、保育所と学校給食、図書館、公民館では半数以上が臨時・非常勤職員だ。臨時・非常勤職員が主な戦力になっている。臨時・非常勤職員の任用、処遇を実態に照らして改善を図るべきではないか。

【総務大臣】非常勤職員、臨時職員のその現状を総括し、把握をすることから問題解決が始まると思う。臨時・非常勤職員の実態を把握し、政務三役会議でもその対策について議論をしていく。御指導をよろしく。

非常勤職員にも手当を支払うべき

【又市副党首】現状では非現業の非常勤職員のみが、諸手当支給を認められていない。しかし判例では、勤務内容・実態が常勤職員と同等であり、条例化されていれば手当の支給は合法となっている。しかし総務省が非常勤職員に手当を支給すべきではないとやっている限り、手当の支給は広がらない。地方自治法を改正し、非常勤職員にも実態に応じて給与として諸手当が支給できるようにすべきだ。

【総務大臣】地方独自の制度として任期付短時間勤務職員制度を設けている。この積極的な活用もあるが、働き方そのものを見直すための地方自治法の改正、あるいは今、地方政府基本法という法律を作ろうと考えているが、その中でも前向きな検討をお約束したい。

地方公務員にもパート労働法の適用を！

【又市副党首】パート労働法は国家公務員、地方公務員、船員を適用から除外している。地方公務員に関する法令、条例にパート労働法の趣旨は反映されていない。地方公務員をパート労働法の適用対象に加えることを検討すべきではないか。

【総務大臣】民間労働法制の動向も十分に念頭に置き、公務員制度の特性上、様々な権利の保障という観点から見直しを図るべきであると考えている。